

障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（令和7年度改訂） の概要（案）

障がい者支援課

改訂のポイント

- 「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」についての法的判断プロセスと実例を掲載。
- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」に基づく庁内連携会議及び全庁目標との関連性を明記。
- 事前的改善措置（環境整備）の整備のためにチェックリスト等へのリンクを掲載。

◆導入

- ・ 改正障害者差別解消法の施行に先がけ、長野県は令和4年に「長野県障がい者共生条例」を施行。職員が職務を行うにあたっては、条例及び法の規定により、障がいを理由とした不当な差別的取扱いは禁じられており、合理的配慮の提供は義務である。
- ・ 本要領における「障がいのある人」及び「社会的障壁」を定義。

第1 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止

- ・ 障がいを理由に不当な扱いをすることは禁止。
- ・ 正当な理由がある場合は、説明と理解を得る努力が必要。
- ・ 法的判断プロセスと実例を提示。

第2 合理的配慮の提供

- ・ 障がい者からの申出に基づき、過重な負担がない範囲で配慮を提供。
- ・ 意思表示は多様な手段で可能（手話、身振りなど）。
- ・ 法的判断プロセスと実例を提示。

第3 事前的改善措置（環境整備）について

- ・ 不特定多数を対象とした環境整備に努力すること。
- ・ 合理的配慮の申出をしやすい環境整備のために、全庁目標として県が主催する研修会等の申込書等に「合理的配慮の申出欄」を記載することを推進。

第4 障がいに対する理解促進のための研修

- ・ 差別を解消するための基本的な考え方に関する職員研修の受講を全庁目標として推進。

第5 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

- ・ 所属ごとに相談対応責任者を設置し、チェックリスト・フロー図を活用した組織による対応。
- ・ 疑義が生じた場合は障がい者支援課が職員からの相談に対応。

第6 障がいのある人の立場に立った施策推進

- ・ 庁内連携会議を通じて庁内横断的に施策を推進。

資料編（リンク集）

- 関連法令、条例、マニュアル、パンフレット、チェックリスト等